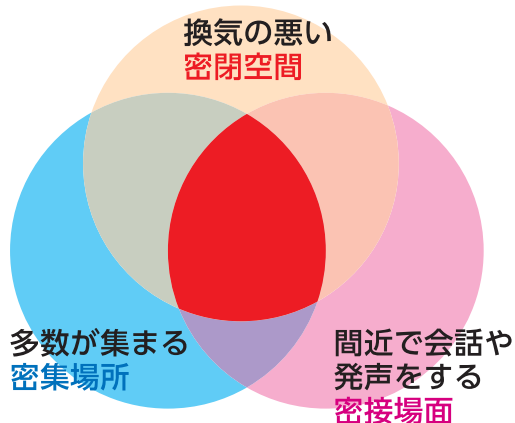


市民の皆さま一人ひとりの責任ある行動が 「医療崩壊」を防ぎ、「命と社会」を守ります

市民、事業者の皆さまにはご負担をおかけしていますが
引き続き徹底した予防対策をお願いします

あなたと大切な人を
守るために



●外出の自粛徹底

- 生活の維持に必要な場合を除き、原則として外出しないでください。
- 帰省についても自粛いただくようお願いいたします。

●やむを得ず外出をする際には

- 「3密」(密閉空間・密集場所・密接場面)を徹底的に回避してください。
- 人との距離を2メートル程度保つようにしてください。
- マスクの着用を徹底してください。
- 帰宅した際には手洗い・うがいを行ってください。

お知らせ

国からの「特別定額給付金(1人10万円)」の支給について

「4月27日に住民基本台帳に記録されている方」を対象に給付します。

5月下旬までに申請書類などをお届け(郵送)できるよう準備を進めています。詳しくは、5月15日号などでお知らせします。

今の特集

特集① 新型コロナウイルス感染症について

高山市からのお願い	2
感染対策Q&A	3
緊急経済対策(第2弾)	4~6
新型コロナウイルス総合窓口	6
市が実施している感染予防・まん延防止の取り組み	7

特集② 第八次総合計画

目次

子育てのひろば

たかやまっ子の健やかな育ちを支援します	12
---------------------	----

高齢者のひろば

認知症高齢者等SOSネットワーク事業	
認知症高齢者等個人賠償責任保険事業	13

健康・医療のひろば

各種健診・相談のご案内、禁煙外来治療費を助成します	14~15
---------------------------	-------

新型コロナウイルス感染症について

「緊急事態宣言」発令中

市民の皆さま一人ひとりの「感染予防・まん延防止」の取り組みは、ご自身や大切な人の「命と健康」を守り、市内の「医療体制」を守るための大切な取り組みです。

何卒、現状をご理解いただき、危機感をもって、感染予防などの対策に徹底して取り組んでいただきますようお願いいたします。

① 感染予防・まん延防止対策に取り組んでください

(1) 外出の自粛を徹底してください。

医療機関への通院、食料、医薬品、生活必需品の買い出し、職場への出勤など、生活の維持に必要な場合を除き、平日・週末問わず、また早朝・夜、深夜を問わず、外出を自粛してください。

(2) 遠距離の移動に伴うことから、「帰省」についても自粛いただくようお願いします。

(3) 人との距離を保ってください(可能であれば2m程度の距離を確保してください)。

(4) 3密といわれる「密閉空間、密集場所、密接場面」を徹底して避けてください。

(5) 手洗い、咳エチケット、マスク着用を徹底して行ってください。

室内においては、換気を1～2時間ごとに5分～10分程度実施してください。

(6) 使用したマスクやティッシュなどの捨て方

可燃ごみとしてごみ袋に捨て、「ごみに直接ふれない」→「ごみ袋はしっかりしばって封をする」→「ごみを捨てた後は手を洗う」を意識して実施してください。

(7) 体調管理に心掛け、体調不良の場合は無理せず、外出・出勤しないでください。

(8) 不要不急の出張・来訪などを控えるなど、人との接触機会を減らす取り組みを行ってください。

(9) 市内で開催されるイベントなどについては、感染予防・まん延防止対策の観点から開催の必要性を改めて検討してください(市主催のイベントなどは、5月6日まで中止・延期しています)。

② 給付金を装った詐欺や、便乗商法、風評等にご注意ください

(1) 給付金を装った詐欺や、新型コロナウイルスに便乗した悪質商法にご注意ください。

「特別定額給付金」の給付のために、手数料の振込みや、現金自動預払機(ATM)の操作をお願いすることは絶対にありません。

(2) 子どもやお年寄りだけの留守番をねらった犯罪が懸念されますので、知らない人が来ても玄関を開けないようにし、不審な電話やメールは無視するようにしてください。

(3) 感染者に対する差別や偏見をなくし、あいまいな情報や風評に惑わされないでください。

不審なことがあった場合や、トラブルがあった場合は、消費者ホットライン(☎188)や高山警察署(☎32-0110)などに早めに相談してください。

感染対策Q&A

質問1

熱や咳があります。どうしたらよいですか？
(高齢者や妊娠中の方が特に注意することはありますか?)

対応1

次のいずれかに該当する場合は「帰国者・接触者相談センター」にご相談いただく目安となります。発熱や咳などの風邪症状がみられるときは、学校や仕事を休み外出を控え、毎日、体温を測定して記録してください。

- 風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続く方
- 強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある方

※高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患(COPDなど)の基礎疾患がある方、透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤などを用いている方は重症化しやすいため、この状態が2日程度続く場合には、「帰国者・接触者相談センター」にご相談ください。

※妊婦の方については、念のため、重症化しやすい方と同様に、早めに「帰国者・接触者相談センター」にご相談ください。

質問2

新型コロナウイルス感染症に感染したかも?と思ったら、どこに相談すればよいですか?

対応2

以下の岐阜県が設置する「帰国者・接触者相談センター」にご相談ください。

質問3

病院を受診する場合に、一人ひとりが「心がけること」「注意すること」はどのようなことですか?

対応3

医療機関を受診する前に、あらかじめ電話で症状や感染者との接触の可能性などについてご相談していただき、マスクなどを使用のうえ、医療機関の指示に従って受診してください。発熱がある場合は、体温を記録しておきましょう。

質問4

家族に、熱や咳をする人がいた場合、家庭でどんなことに注意すればよいですか?

対応4

病状のある方に介助が必要な場合は、介助を担当する人を決め、マスクの着用や手洗い消毒など感染予防対策をとって介助してください。症状があるうちは、タオルや食器など共有しないようにしましょう。

岐阜県 **帰国者・接触者相談センター(飛驒保健所)**

☎0577-33-1111 内線309

相談受付時間:24時間

新型コロナウイルス感染症に対する緊急経済対策(第2弾)

新型コロナウイルス感染症による市内経済や市民生活への影響を最小限とするため、第2弾となる総額20億円の「緊急経済対策」を実施します。
第1弾については、市ホームページまたは広報たかやま4月1日号・15日号をご覧ください。



↑市ホームページは
こちらから

従業員の継続雇用に取り組まれる事業者の皆さまへ

○ 雇用調整助成金の活用に対する支援の拡充を行います。

市内の雇用の確保の取り組みを積極的に支援するため、
雇用調整助成金に係る事業者の**自己負担相当額を全額補助**します。

(補助対象者) 国の雇用調整助成金を活用した市内事業者

(補助限度額) 基準賃金額と国の助成金額との差額

(対象日数) 1年間100日+緊急対応期間(4月1日～6月30日)に実施した休業日数

(対象期間) 休業等の初日が令和2年1月24日から令和2年7月23日まで

問合 新型コロナウイルス総合窓口 ☎ 36-0024 商工課 ☎ 35-3144

子育て世帯の保護者の皆さまへ

○ 保育園、幼稚園、小・中学校等臨時休業に伴う保護者負担の軽減を行います。

子育て世帯の負担軽減を図るため、
子ども一人につき1万円の応援給付金を支給します。

(対象者) 次に在籍する子どもの保護者のうち、市内に住所を有する方

○ 保育園、幼稚園

(在籍する未満児及び認可外保育施設、地域型保育事業所、企業主導型保育事業所を含む)

○ 小中学校(特別支援学校含む)

(手続き) 対象者には申請書などの案内文書を送付予定

問合 子育て支援課 ☎ 35-3140 教育総務課 ☎ 35-3153
学校教育課 ☎ 35-3154

テナントにより店舗などを経営する事業者の皆さまへ

○ 市内の商業機能の維持のため、テナント賃料に対する支援を行います。

売上が一定以上減少した市内店舗などに対して、6ヶ月分(4月～9月)の**テナント賃料**のうち、
2ヶ月相当分・最大40万円を補助します。

(補助対象者) 市内で店舗や事務所を開設し事業を営む中小企業者等で、新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年3月から8月までのいずれかの間に、売上が前年同期比で20%以上減少している事業者

(補助限度額) 1事業者につき40万円(4月～9月の6カ月分の家賃の1/3相当額)

ただし、1施設の月額上限20万円以内

問合 新型コロナウイルス総合窓口 ☎ 36-0024 商工課 ☎ 35-3144

温泉利用宿泊施設を経営する事業者の皆さまへ

○ 宿泊業における経済的負担の軽減(鉱泉源利用料等支援)を行います。

売上が一定以上減少した市内温泉利用宿泊施設に対して、6ヶ月(4月～9月)の
鉱泉源利用料等のうち、**2ヵ月相当分・最大40万円**を補助します。

(補助対象者) 市内で温泉を利用する宿泊施設を営む事業者(個人事業者含む)で、令和2年3月から8月までのいずれかの間に売上が前年同期比で20%以上減少している事業者
(補助限度額) 1宿泊施設につき40万円(4月～9月の6ヵ月分の鉱泉源利用料等の1/3相当額)
ただし、1施設の月額上限補助対象額20万円以内
(補助対象経費) 温泉を共同で利用・購入している組合などへ支払う利用料
※鉱泉源を単独で所有している場合は、温泉を常時汲み上げるために必要な電気料

問合 観光課 ☎ 35-3145 上宝支所 ☎ 0578-86-2111

業務転換などに取り組む事業者の皆さまへ

○ ビジネスモデルの転換などの取り組みを支援します。

テイクアウトや宅配サービスなどの**業態転換**や**経営の多角化**に関する取り組みに対して、
最大5万円を補助します。

(補助対象者) 市内事業者
(補助対象経費) 新たなビジネスの創出、経営の多角化などに必要となる「店舗改修費」、「広告宣伝費」、「備品・消耗品」、「委託料」など
(補助限度額) 1事業者につき5万円
(補助率) 補助対象経費の1/2以内
(対象期間) 令和2年4月1日から令和3年3月31日

問合 新型コロナウイルス総合窓口 ☎ 36-0024 商工課 ☎ 35-3144

観光関連事業者の皆さまへ

○ 観光資源などの磨き上げに対する支援を行います。

新型コロナウイルス収束期に備え、宿泊施設や飲食店、小売店、観光関連施設の
環境整備、おもてなし力の向上などの取り組みに対して、**最大50万円**を補助します。

(補助対象事業者) 観光関連事業者
(補助対象事業) ①観光客と観光関連事業者の安全・安心を確保するために実施する事業
例:施設等の消毒や清掃、衛生対策のための備品購入など
②観光需要回復に向けた基盤を整備するために実施する事業
例:キャッシュレス決済等の環境整備、公衆無線LAN整備・パンフレットの多言語化、従業員研修など
(補助限度額) 1施設につき50万円
(補助率) 補助対象経費の1/2以内
(対象期間) 令和2年4月1日から令和2年12月31日

問合 観光課 ☎ 35-3145 海外戦略課 ☎ 35-3346

資金繰りなどの支援を拡充します

事業者の皆さまの資金繰りなどを支援するため、以下をはじめとする様々な支援の拡充を行います。

(資金繰り) ○ 創設される県の融資制度の利子(3年間)と信用保証料を補給

- 市の融資制度の返済猶予等の条件変更を受ける際に必要となる信用保証料を補給
- 岐阜県返済ゆったり資金(借換資金)の利子(3年間)と信用保証料を補給(一部控除あり) など

(経営革新) ○ 国の「中小企業生産性革命推進事業・特別枠」の活用に係る事業者負担分を補助

- 県の「新型コロナウイルス感染症対応事業者応援補助金」の活用に係る事業者負担分を補助

問合 商工課 ☎ 35-3144

市役所臨時職員の緊急雇用を行います

新型コロナウイルス感染症の影響により失業した方や、就労の機会を失った方を市の臨時職員(会計年度任用職員)として雇用します(25人を予定)。

(雇用期間) 令和2年4月～令和3年3月31日(最長)

(勤務時間) 7.75時間/日 (月額給与) 147,200円～156,300円(前歴による)

(選考) 臨時職員登録者から選考採用 ※臨時職員登録方法は市ホームページに掲載

問合 総務課 ☎ 35-3133

市営住宅の入居要件を緩和します

新型コロナウイルス感染症の影響による解雇などの理由により住宅から退去を余儀なくされている方のうち、市営住宅への入居について「60歳未満の単身者」も一時的に入居できるようにします。

(期間) 3か月(3ヶ月毎の延長、最長12カ月)

問合 建築住宅課 ☎ 35-3176

町内会や市民団体による生活支援活動に対して助成制度を創設します

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている市民生活を支援する事業を行う「町内会や市民団体」に対して、助成を行います。

(助成額) 上限20万円(補助率10/10) (対象期間) 令和2年4月～令和3年3月31日

問合 協働推進課 ☎ 35-3412

新型コロナウイルス総合窓口を開設しています

市では、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者や市民の皆さまの経済活動や市民生活に関する相談などの対応を一括して行う「新型コロナウイルス総合窓口」を設置しています。

相談対象 新型コロナウイルス感染症の影響によって生じている困りごと(事業者、市民)

○ 資金繰り(融資) ○ 雇用の維持 ○ 税や国民健康保険料等の納付の猶予 など

設置場所 市役所 地下 市民ホール(花岡町2)

開設時間 午前9時～午後7時

設置期間 令和3年3月31日(水)まで(当面、土・日・祝日も開設) ※終期は今後変更有

※お願い

相談者の皆様が会場内に密集することを避けるため、直接市役所へ出向く必要がないご相談は、電話、FAX、Eメールを使用いただくようご協力をお願いします。

専用ダイヤル ☎ 36-0024 FAX 36-0133

(Eメール) sougo-madoguchi@city.takayama.lg.jp

○ 発熱、体調不良などの症状がある方には、入室をご遠慮いただく場合があります。

※感染や心身の健康に関するご相談については、下記へお問合せください。

飛驒保健所(☎ 33-1111 内線 309) 相談受付時間は 24 時間 健康推進課(☎ 35-3160)

市が実施している感染予防・まん延防止の取り組み

(4月24日現在)

(1)全小中学校、高校、特別支援学校を5月6日(水)まで休校しています

※子どもたちは、基本的に自宅で過ごすこととなりますので、地域の皆さまには子どもたちが安全に安心して過ごせるよう「見守り」をお願いします。

(2)保育所および放課後児童クラブなどを5月6日(水)まで臨時休園・閉所しています

※仕事を休むことが困難な方の子どもなど保育が必要な場合は受け入れをしています。

(3)下記の市有施設を5月6日(水)まで休館・閉館しています

- 。公民館　。文化芸術施設　。図書館　。文化財施設　。スポーツ施設
- 。観光施設　。児童館　。福祉センター　など

※道の駅については、レストラン・売店等を閉鎖、トイレのみ開設しています。

公園の利用は、健康維持に必要な散歩程度(短時間・密にならない)にしてください。

(4)市主催イベントを5月6日(水)まで、原則、中止・延期としています

※民間主催のイベントなどについては、感染予防を徹底する観点から、改めて「中止・延期」の検討をお願いします。

(5)公共交通については、通常どおり運行しています

※匠バスは5月6日(水)まで運休します。

※高速バスなどについては、当面の間、減便・運休しています。

(6)各種健診(特定健康診査、高山市健康診査、がん検診、幼児健診、乳児健診)を延期しています

※母子健康手帳の交付は実施します。

(7)「みんなでマスクを作ろう運動」を展開しています

身近な材料でマスクを作って、感染予防に役立てましょう。14ページにマスクの作り方をご紹介していますのでご覧ください。

(8)計画的在宅勤務などの推進に取り組んでいます

市職員の感染予防対策および職場におけるまん延防止対策の取り組みとして、在宅勤務またはサテライト勤務を実施しています。

新型コロナウイルス感染症に関する情報は、市HPで随時更新しています

問合 市新型コロナウイルス感染症対策本部事務局(健康推進課内)

☎ 35-3160



都市像(将来のあるべき姿)

人・自然・文化がおりなす 活力とやさしさのあるまち 飛驒高山



平成27年に策定した第八次総合計画は、計画期間の中間年となる5年が経過することから、市を取り巻く環境の変化などを踏まえ、計画の見直しを行いました。

総合計画とは…

総合計画は、将来における市のあるべき姿と進むべき方向性について基本的な指針を示すもので、市の最上位計画として市政運営の最も基本となる計画です。

見直しのポイント

第八次総合計画の見直しにあたり、統計調査などの各種データや社会潮流の把握、分析を行うとともに、アンケートや市民との意見交換会を通じて今後のまちづくりに関する様々なご意見・ご提案をいただきながら進めてきました。



意見交換会の様子

①まちづくりの方向性の明確化

市民の皆さんに分かりやすく、共有できる計画となるよう、分野の枠組みを超えた横断的な視点を持って市が進めるべきまちづくりの方向性を示すとともに、戦略的かつ重点的に取り組むことを明示しました。

②長期的な視点

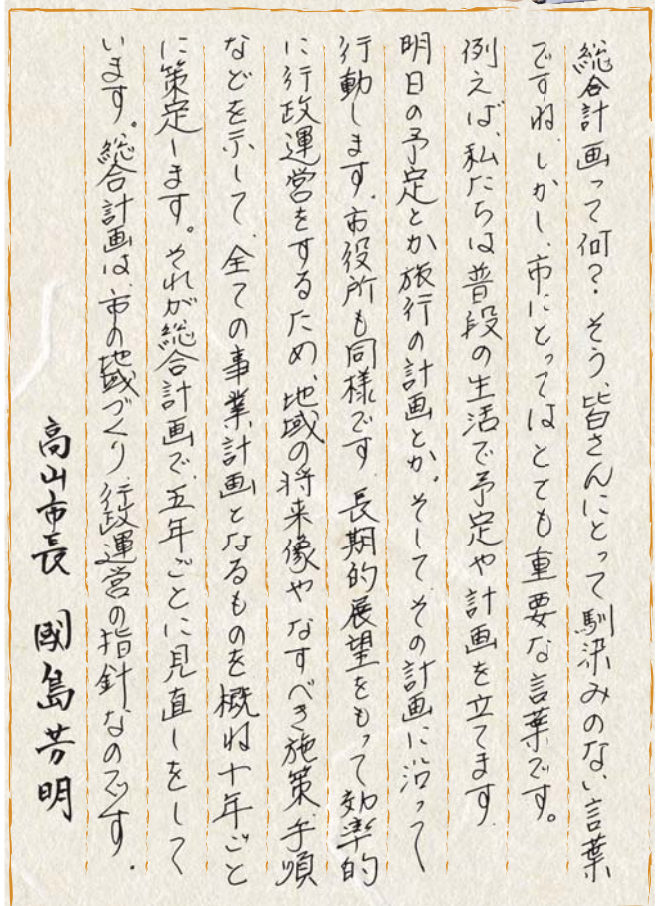
将来の人口などを踏まえた長期的な視点を持ちながら、計画期間の後半5年間ですすめるべき内容を示しました。

③地域ごとのまちづくりの方向性

まちづくり協議会の範囲ごとに地域のまちづくりの方向性を示しました。

市長コラム「道しるべ」

第八次総合計画の見直し



高山市総合計画 検索



市役所1階市民コーナーや各支所で閲覧できます

ご利用下さい!

出前講座

総合計画やまちづくりの現状などについて地域や職場、学校などにお伺いし説明させていただきます。お気軽にご相談下さい。

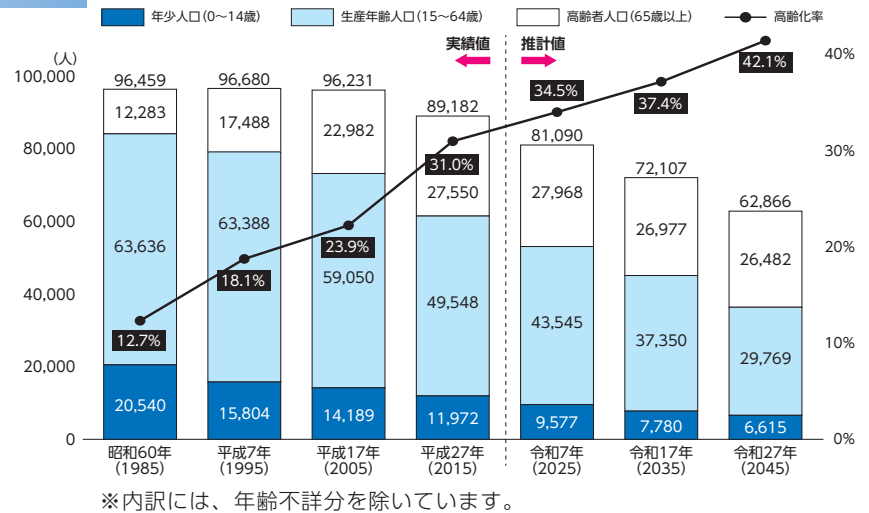
申込・問合せ 企画課 ☎ 35-3131

将来の高山市の人口は？

◎人口の動向と将来推計

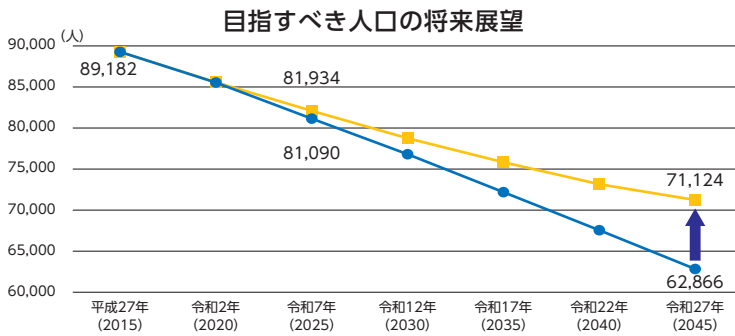
- 平成12(2000)年の97,023人をピークに減少しています。
- 令和27(2045)年には、約63,000人になると見込まれます。
- この背景には、死亡数が出生数を上回る「自然減」と若者が進学・就職により転出し、その後戻ってくる者が少ないことなどによる「社会減」の進行が要因として考えられます。
- 人口減少や少子高齢化により、コミュニティ機能の低下や地域産業の衰退が危惧されます。

高山市の人口推移



◎目指すべき人口の将来展望

持続可能なまちづくりを進めるため、目指すべき人口の将来展望を設定しました。



(1)自然動態の改善

合計特殊出生率[※]を段階的に改善
令和27年までに2.13に上昇

※1人の女性が平均して一生の間に何人の子どもを産むのか表した数値

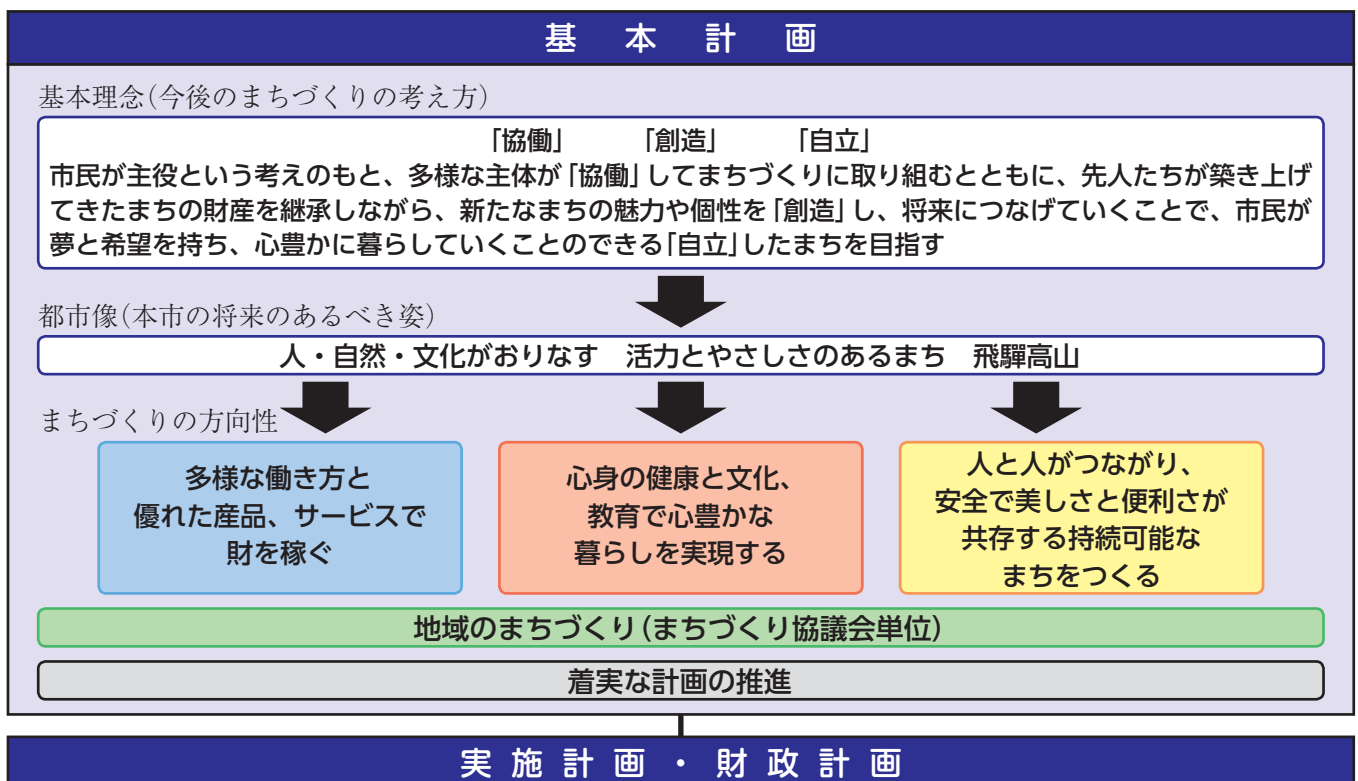
(2)社会動態の改善

生産年齢人口における社会増減(転入数と転出数の差)を段階的に改善
令和27年には将来推計に対して年間300人の増

↓
目指すべき人口の将来展望を
71,000人(令和27年)とします。

↓
計画人口を**82,000人(令和7年)**とします。

総合計画の体系



まちづくりの
方向性 1

多様な働き方と
優れた製品、サービスで財を稼ぐ

様々な人材が、それぞれの状況に応じた多様な働き方ができる労働環境を整えるとともに、地域資源の活用による基盤産業の成長、市外からの資金・人材の獲得、市内産業間・企業間のつながりの強化により、市内経済への波及と資金循環を促進させ、経済の好循環の実現と所得の向上を図ります。

まちづくり戦略 1- (2)

地域産業の担い手確保と
生産性の向上

【重視すべきポイント】

- ① 地元就労・移住促進
- ② 担い手の確保
- ③ 事業承継のしくみづくり
- ④ 新たな技術の導入
- ⑤ 事業・経営の効率化



まちづくり戦略 1- (4)

既存産業の強化と
新たな産業の創出

【重視すべきポイント】

- ① 観光まちづくりの推進
- ② ものづくり産業の強化
- ③ 賑わいのある商業空間の形成
- ④ 安全、安心で魅力ある食の産地づくり
- ⑤ 100年先の森林づくり
- ⑥ 新産業の創出



まちづくり戦略 1- (1)

多様な働き方に適した
労働環境の構築

【重視すべきポイント】

- ① ニーズにマッチした働き方の実現
- ② 仕事に誇りを持てる環境づくり
- ③ 生活基盤の安定
- ④ 高齢者の技術・経験の活用



まちづくり戦略 1- (3)

品質・価値の向上と
情報発信

【重視すべきポイント】

- ① ブランドコンセプトの共有
- ② 飛騨高山ブランドの発信
- ③ マーケティングの強化



まちづくり戦略 1- (5)

地域循環型経済の構築

【重視すべきポイント】

- ① 地域経済構造分析の活用
- ② 市内資金循環の促進
- ③ 市外依存産業の克服



まちづくりの
方向性 2

心身の健康と文化、教育で
心豊かな暮らしを実現する

心身ともに健康な生活を送ることができ、市民や地域住民組織、事業者、学校、行政など地域全体が手を携え、子どもを育み、ともに支え合うしくみの構築を図るとともに、文化芸術、スポーツなどの活動や歴史・伝統の継承に積極的に取り組むことができる環境を整えることにより、社会で活躍できる心豊かな人材の育成をすすめます。

まちづくり戦略 2- (2)

安心して子育てができる環境
の充実

【重視すべきポイント】

- ① 地域全体での子育て環境の構築
- ② 喜びの共有と不安や負担の軽減
- ③ 仕事と子育ての両立



まちづくり戦略 2- (1)

心身が健康で安心して暮らし
続けられる社会の実現

【重視すべきポイント】

- ① 予防と早期発見、早期対応
- ② 地域医療の確保
- ③ 安心できる暮らしの保持
- ④ 暮らしのセーフティネットの構築



まちづくり戦略 2- (3)

夢と誇りとやさしさにあふ
れる人の育み

【重視すべきポイント】

- ① 生きる力の形成
- ② 郷土に対する誇りと愛着の醸成
- ③ 将来に対して夢と希望が持てる社会の構築



まちづくり戦略 2 - (4)

文化芸術・スポーツ活動等による心の豊かさの創出

【重視すべきポイント】

- ①文化芸術が身近となる機会の創出
- ②スポーツが身近となる機会の創出
- ③であい、ふれあえる場の創出
- ④多文化共生の推進



まちづくり戦略 2 - (5)

歴史・伝統の保存、継承、活用

【重視すべきポイント】

- ①歴史遺産・伝統文化の保存、継承
- ②産業資源としての活用
- ③失われつつある民俗文化の保存



まちづくりの方向性 3

人と人がつながり、安全で美しさと便利さが共存する持続可能なまちをつくる

多様な主体による協働のまちづくりの推進や将来都市構造を踏まえた適切な土地利用を図るとともに、豊かな自然と美しい景観などの特性を活かしたまちづくりや利便性、効率性の高いインフラ整備、公共サービスの提供、災害に強いまちづくりなどをすすめます。

まちづくり戦略 3 - (1)

多様な主体の協働による地域コミュニティの活性化

【重視すべきポイント】

- ①地域課題の解決
- ②社会貢献活動の促進
- ③地域アイデンティティの形成



まちづくり戦略 3 - (2)

利便性の高い都市機能とネットワークの構築

【重視すべきポイント】

- ①中心市街地の活性化
- ②将来都市構造を踏まえた土地利用の推進
- ③効果的な都市施設の整備
- ④交通と情報のネットワークの強化



まちづくり戦略 3 - (3)

地域特性の保全、活用、創出

【重視すべきポイント】

- ①自然・歴史・農山村景観の保全、創出
- ②遊休資源の活用
- ③森と水、豊かな大地の保全、活用



まちづくり戦略 3 - (4)

安全への備えと災害時の対応強化

【重視すべきポイント】

- ①日頃の防災対策の強化
- ②災害時における対応の強化
- ③様々なリスクへの対応の強化



まちづくり戦略 3 - (5)

長期的な視点による公共サービスの提供

【重視すべきポイント】

- ①計画的な公共施設の管理
- ②良質な公共サービスの提供
- ③官民連携の推進



地域のまちづくり

“自分たちが住むまちは、どのような姿が望ましいのか”という市民の思いを尊重しながら、市民、地域住民組織、事業者、行政など地域に関わる多様な主体が同じ目線に立って将来に向けた取り組みを実践できるよう、それぞれの地域が持つ特徴などを活かした各地域のまちづくりの方向性を示しました。

※各まちづくり協議会の範囲を地域の単位としています(20地域)。

着実な計画の推進

まちづくりの方向性とまちづくり戦略の着実な推進を目指して、市民の参加や理解のもと、効率的かつ効果的に行政経営を進めます。

(1)協働と市民参加の推進

(2)持続可能な行財政運営の推進

(3)計画の実効性の確保

今年度、市の子育て支援の情報や役立つ情報をシリーズでお届けします。
第1回目は、市の発達支援の取り組みについてご紹介します。

子育て中のお父さん、お母さんはもちろん、おじいちゃん、おばあちゃんや地域の方々に、どれだけでも必要とされるページとしてきたいため、子育て支援に関して掲載してほしい内容などがありましたら、ぜひご要望ください。

たかやまっ子の健やかな育ちを支援します 子ども発達支援センター

平成29年4月、妊娠期の母から子どもが自立するまでのすべての子育て世代を包括的、かつ継続的に支援がでる体制の充実・強化のために子育て支援課(本庁1階)に子ども発達支援センターを設置しました。

設置から3年、これまでのセンターの取り組みを紹介しました。

センターの主な取り組み

① 途切れない支援

子どもに関する相談や支援の情報を一元化し、妊娠期から子どもが自立するための継続的、包括的な支援の中核を担っています。情報を一元化することで地域の子どもや子育て世代が直面する課題を捉え、必要な支援や施策に取り組んでいます。

② 早期支援

早期に受けた支援が子どもの将来の自立につながることを踏まえ、普段子どもに関わる保育士や教員などの支援力を高めるため、専門員(保健師・保育士・教員)が現場にあった支援方法について一緒になって

考えています。令和2年度からは心理師を配置し、さらに専門性を高めた取り組みを進めます。

③ 支援の引継ぎ

高山市に生まれ育つすべての子どもたちに途切れない支援をするために「サポートブック」を配付しています。令和2年度には小学3年生以下の子どもたちすべてに配付し終えます。

保護者が子どもの成長の記録を残すことで途切れない支援ができるよう、園や学校での利用促進を図っています。

④ 家庭児童相談等との連携

センター機能の大きな柱の一つとして、児童虐待への対応

や養育が不適切な家庭への支援などを行う家庭児童相談や女性相談(DV防止など)があります。子どもの育ちに係る家庭や保護者支援に関係機関が連携して取り組み、令和2年度から新たに「養育支援訪問事業」や「ひとり親日常生活支援」を実施し、支援体制を強化していきます。

今後子どもたちが健やかに育つために、子どもや子育て世帯を応援します。子育てや家庭でお困りやお悩みのこととがありましたら、お気軽にご相談ください。

問合せ 子ども発達支援センター
☎ 35-3179

つどいの広場に

木のおもちゃが入りました!!

市では昨年度、岐阜県「ぎふ木育ひろば」の認定を受け、岐阜県産の木材で作られたおもちゃなどを設置しました。

▶設置場所

市内に12カ所あるつどいの広場のうち11カ所

※つどいの広場については子育て便利帳をご覧ください。

設置した木製品

- ・おままごとキッチン
 - ・おもちゃ冷蔵庫
 - ・森の秘密基地パーテーション
 - ・子ども用椅子、机
 - ・丸い積み木
 - ・コロボックス ほか
- ※施設により異なります



子育て

ワンポイントアドバイス

「なんで?」「を」「どうしたら?」に

子どもに何度言ってもわからない時、「なんで?」できないの?」と言っていますか?

「なんでできないの?」という言葉は大人にその気がなくても、子どもに「できない自分を責められた、否定されたと感じさせたり、自己評価が下がったりしてしまいます。

「なんで?」「どうして?」を「どうしたら?」できると思う?」というように、先を見通した肯定的な質問に変えてみましょう。「こうすればいい」と教えるのではなく、相手に聞くことで、自分で考える支援をするのがポイントです。

毎年5月5日の「こどもの日」から1週間は児童福祉週間です。

令和2年度児童福祉週間標語

『やさしさに
つまれそだつ
やさしいところ』

認知症高齢者等 SOS ネットワーク・個人賠償責任保険制度について ～認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためにぜひご登録を検討ください～

❖認知症高齢者等SOSネットワーク事業

認知症により徘徊のおそれがある方のお名前や身体的特徴、緊急時の連絡先などを登録していただきます。

登録した情報は、ご本人やご家族などの同意を得て、地域包括支援センターや警察と共有し、行方不明になった場合にできるだけ早く発見・保護できるように利用します。認知症の方が発見・保護された際に身元確認をしやすくするため、登録された方で希望される方を対象に、衣服に貼る「みまもりシール」を配布します。

徘徊により行方不明になった場合には、高山市高齢者等見守りネットワークに登録している協力事業者にも、業務に支障のない範囲での捜索協力を依頼します。

この制度は令和元年6月から開始しました。現在50名の方(令和2年4月現在)が登録しています。みまもりシールのおかげで発見・保護につながった方もいます。

▶登録できる方(次の①～③のすべてに該当する方)

- ①高山市に住所を有する40歳以上の方
- ②認知症の症状があり、徘徊のおそれがある方
- ③在宅で生活している方

▶みまもりシール

SOSネットワークの登録番号と地域包括支援センターの連絡先を記載したシールを20枚お渡しします。アイロンを使って衣類に貼ることができます。

▶地域のみなさまへのお願い

認知症の方が道に迷い困っていたら、あたたかい声かけと持ち物や衣類にみまもりシールを貼っていないか確認をお願いします。みまもりシールに気付いたら地域包括支援センターまで連絡をお願いします。



(見本)

問合せ 高年介護課 ☎57-5200

❖認知症高齢者等個人賠償責任保険事業

認知症の方が日常生活で他人にケガを負わせたり、他人の財物を壊したことなどにより法律上の賠償責任を負った場合に備え、SOSネットワークに登録した認知症の方を被保険者とする個人賠償責任保険(補償額: 上限1億円)に市が契約者として加入します。

保険料は全額市が負担します。

徘徊のある認知症の方を介護しているご家族の精神的負担軽減のためにも、ぜひSOSネットワークへの登録を検討ください。

▶加入できる方(次の①②のいずれにも該当する方)

- ①認知症高齢者等SOSネットワークの登録者
- ②登録者の世帯全員が住民税の滞納がないこと

介護者のためのほっとする談話室

ご家族等の介護で悩んでいることなどについて相談できます。話すことで気持ちが楽になったり、悩みごとが解決できることもありますので、お気軽にお立ち寄りください。

日時 5月10日(日)、20日(水)
10:00～15:00

場所 まちスポ飛騨高山
(天満1・フレスポ飛騨高山内)
※参加無料、相談無料

問合せ NPO法人まちづくりスポーツ
☎62-8550



福祉に関する相談

福祉サービス総合相談支援センター、地域包括支援センターでは介護、福祉に関するさまざまなご相談をお受けします。

日時 平日 8:30～17:15

場所 市役所(花岡町2)

問合せ 福祉サービス総合相談センター
☎35-3002
地域包括支援センター
☎35-2940

徘徊探索システム端末機の貸し出し

認知症による徘徊行動がある方を在宅で介護しているご家族を対象に、徘徊探索システム端末機(GPS)を貸し出しています。

徘徊により行方不明になった時は、インターネットなどで居場所を探索することができますので、ご家族の不安解消のためにもご利用ください。

利用料 月額0円～520円
(生計中心者の市民税額により異なります)

申込 高年介護課 ☎57-5200



認知症に関する相談窓口

「家族が認知症かもしれないので受診させたい」「認知症の家族の対応で困っている」など認知症に関するご相談は、市地域包括支援センターまでお気軽にご相談ください。

問合せ 地域包括支援センター
☎35-2940

オレンジカフェ中止のお知らせ

5月15日(金)のオレンジカフェは都合により中止します。

あたまの健康チェック

簡易的な認知機能チェック(脳の働きが年齢相当であるか)と認知症予防のための個別相談を実施しています。

対象 (下記の①から③の全てを満たす方)

- ①市内在住の65～79歳の方
- ②認知症の診断や治療を受けていない方
- ③介護保険の要支援・要介護に該当していない方

日時 5月8日(金) 8:50～12:00(一人30分程度)

場所 市役所3階会議室(花岡町2)

定員 10人

申込 前日までに **TEL**

※認知症の診断や検査をするものではありません。

※定員を超える場合は初めての方を優先させていただきます。

※各支所での実施を希望される場合はご相談ください。

申込・問合せ 地域包括支援センター ☎35-2940

認知症予防教室

認知症は加齢との関係が深く、誰もがなる可能性があります。早期から予防の取り組みをすることで発症を遅らせることができます。高齢者を元気に過ごすために認知症予防の学習や脳トレーニングを体験してみませんか。

対象 65歳以上で認知症の診断や治療を受けていない方

場所 よって館花里(花里町3) **定員** 25人

申込 前日までに **TEL** ※参加無料

※駐車場がありませんので徒歩でお越しください。

問合せ 社会福祉協議会 ☎35-0294

回	日時	内容
1	6月5日(金) 13:30～15:00	認知症予防についての話と脳トレーニング
2	6月19日(金) 13:30～15:00	認知症予防の食事についての話と脳トレーニング

※脳トレーニングでは認知症予防に効果があると言われていたあたまと体を同時に使う「コグニサイズ」も行います。

各種健診等を中止します

国において、新型コロナウイルス感染症に対する「緊急事態宣言」が発令されたため、当面の間、以下の健診などを中止させていただきます。

【中止する健診など】

- ・国保特定健診・市健康診査・胸部レントゲン検査・胃がん健診・大腸がん検診・前立腺がん検診・肝炎ウイルス検査
子宮頸がん検診・乳がん検診・骨粗しょう症検査

○乳幼児健診について健診・相談および教室を延期または中止します

【5月7日以降に延期する事業（対象の方へは、個別でご案内します）】

- ・4カ月児健診・1歳6カ月児健診・3歳児健診

【5月中止とする事業（対象の方へは、個別でご案内します）】

- ・7カ月児相談・10カ月児相談・2歳児相談・各支所での乳児相談・幼児相談・妊婦教室（第1～4回）・赤ちゃん教室

○下記の事業について、一部内容を縮小し、実施します

	事業名	対象となる方	期日	受付時間	持ち物	場所
健康の教室と相談	母子健康手帳交付	母子健康手帳の交付を受けていない妊婦	11	13:15～13:30 ※個別で対応します	妊娠証明書（妊娠届出書）上のお子さんの母子健康手帳・個人番号確認書類※ 分娩予定日まで宅配牛乳購入費の助成事業があります。利用を希望される方は、印鑑をご持参ください。	市保健センター (☎ 35-3160)
			25			
健康の教室と相談	市民健康相談	育児、食生活、生活習慣病などについて悩みや相談ごとのある方	毎週(月)～(金) (祝日を除く)	9:00～12:00	乳幼児の相談の方は、母子健康手帳・バスタオル	市保健センター
			毎週(休) (祝日を除く)			各支所

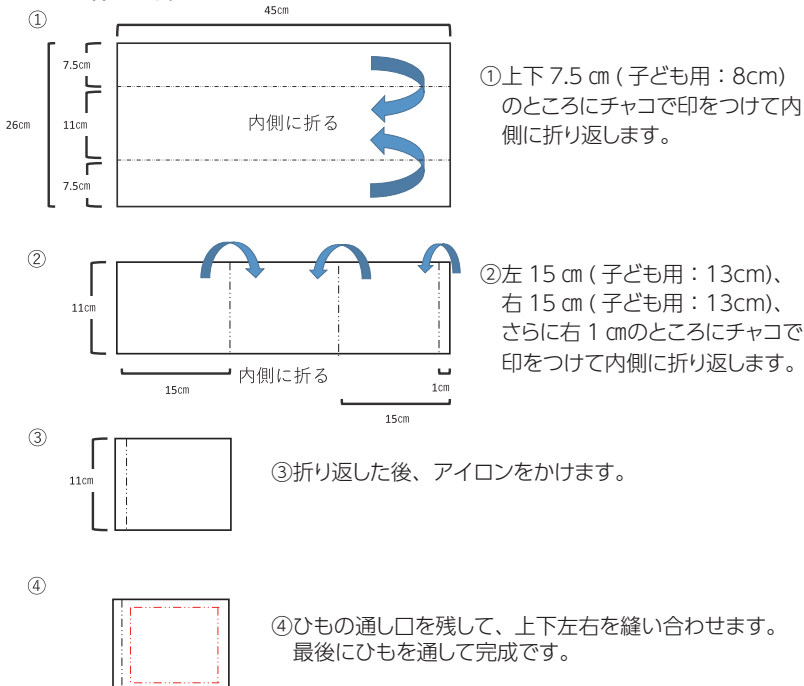
※①～③のいずれかの書類 ①マイナンバーカード ②個人番号通知カード + 顔写真付き本人確認書類（運転免許証など）
③個人番号通知カード + 顔写真のない公的書類（健康保険証、年金手帳など）を2つ以上

新型コロナウイルスから児童・生徒を守るために ～給食センター職員によるマスク製作～

学校給食センターでは、学校の臨時休校に伴い、市内の小中学校の児童・生徒を新型コロナウイルスから守るためにマスクを製作しています。市民の皆さんも、ご自身やご家族を新型コロナウイルスから守るためにも、手作りでマスクを作ってみてください。

〈マスクの作り方〉

問合 学校給食センター ☎32-6218



準備する材料・道具

- ・W ガーゼ
子ども用：26cm × 40cm
大人用（小学生4年以上）：26cm × 45cm
使わなくなったハンカチなどでも代用可
- ・ひもまたはゴム 30cm・2本
- ・アイロン・ミシン※・ミシン糸※
- ・ひも通し・チャコペン※
※必ず必要ではありません。
※手縫いでも製作できます。

ヒットネットTV「ハイ市役所です」でマスクの作り方を紹介しています。YouTubeでもご覧いただけますので、QRコードからご覧ください。



令和2年度
新制度

禁煙外来治療費を助成します

市では、健康保険が適用される禁煙外来治療費について、1万円を上限として助成します。ご自身の健康のため、また周囲の人を受動喫煙から守るため、この機会に禁煙にチャレンジしませんか。(禁煙治療については、禁煙外来のある医療機関でご相談ください)

【対象となる方】令和2年4月以降に禁煙外来の保険診療を受けて、禁煙治療を終了した20歳以上の市民(標準的な禁煙治療プログラムでは、12週間に渡り計5回の禁煙治療を行います)

【助成額(一人一回のみ)】禁煙外来治療に要した保険診療自己負担額の2分の1の額(上限1万円、100円未満は切り捨て)

【申請方法(提出書類等)】健康推進課または各支所地域振興課の窓口で、以下をお持ちのうえ申請してください。

- ①禁煙治療が完了したことが確認できる診療明細書、調剤明細書の原本
- ②禁煙治療に関して医療機関、調剤薬局に支払った領収書の原本
- ③印かん(簡易印かんは不可)
- ④健康保険証
- ⑤申請者名義の通帳(口座番号がわかるもの)

問合せ 健康推進課 ☎ 35-3160



狂犬病予防集合注射を中止します

新型コロナウイルスの感染予防のため、5月の集合注射の日程を全て中止します。今後の集合注射の日程については未定ですが、決定次第ご案内します。

狂犬病予防注射は、動物病院でも受けることができます。混雑を避けるため事前に動物病院へお問い合わせください。

問合せ 健康推進課 ☎ 35-3160



5月の献血

問合せ 福祉課 ☎ 35-3356

駐車場が少ない会場もありますのでご注意ください。400ml限定の献血です。

期日	時間	場所
20日(水)	12:00~16:30	須田病院(国府町村山)
21日(木)	9:00~11:30	JAひだ本店(冬頭町)
	13:30~16:00	飛驒総合庁舎(上岡本町7)
29日(金)	9:00~11:30	日進木工株式会社(桐生町7)
	13:30~16:00	ルビットタウン高山店(岡本町3)

5月 こころの健康相談

予約が必要です。
(相談は無料で、秘密は厳守します)

内容	相談日	場所	時間	予約・問合せ
精神科医師による相談	5月13日(水)	市保健センター	13:30~15:30	飛驒保健所 ☎33-1111 (内311)
	5月27日(水)	丹生川支所		
精神保健福祉士による相談	5月26日(火)	市保健センター	13:30~15:30	健康推進課 ☎35-3160(*)

※5月22日(金)までにご予約ください。

精神保健福祉士の相談では、こころの健康を目的とした、家庭や職場、学校での人間関係の悩みも伺います。話すだけでも気持ちは軽くなります。「病院に行くのは気がひける」「話を聴いてほしい」という方、また家族の方による相談、電話による相談も可能です。お気軽にご相談ください。

「笑いヨガ」体験

今月の「笑いヨガ」体験は新型コロナウイルスの影響で中止します。

免疫力強化のために毎日笑って、新型コロナウイルスに打ち勝ちましょう。

問合せ ひだ笑いヨガクラブ ☎ 33-0064

5月 休日診療のお知らせ

問合せ 医療課 ☎ 35-3177

診療名	対象となる方	期日	受付時間	持ち物	場所
医科診療	休日に急病になった方	3(日)・4(月祝)・ 5(火祝)・6(水休)・ 10(日)・17(日)・ 24(日)・31(日)	8:30~11:30 13:00~14:30	健康保険証 医療受給者証(受給者のみ) お薬手帳(お持ちの方)	高山市休日診療所 (市保健センター内) ☎35-3175
歯科診療	日曜日に歯が痛くなった方 小児のフッ素塗布希望の方	3(日)・10(日)・ 17(日)・24(日)・ 31(日)	8:30~11:30		

- 休日・夜間などの急病の場合、受診できる医療機関を知りたいときは高山地域救急医療情報センターまで電話してください(☎34-3799)
- 高山市民の方は、看護師や医師などに24時間365日、電話で医療相談ができます(通話料・相談料無料、携帯電話使用可) [☎0120-54-7830]

教えて!

固定資産税・都市計画税



固定資産税・都市計画税の納税通知書を5月1日に発送しますので、これらの税金の質問にお答えします。

Q 固定資産税は誰が納めるのですか。

A 原則として土地、家屋および償却資産（これらを総称して「固定資産」といいます）を今年1月1日現在に市内に所有されている方です。したがって、1月2日以降に売買契約が済んでいても、また家屋を取り壊されていても、今年の1月1日時点の所有者に納税義務があります。なお、登記されていない家屋の所有者変更は税務課まで届け出てください。

Q 都市計画税とはどのような税金ですか。

A 都市計画事業（道路や公園、下水道の整備など）または土地区画整理事業に必要な費用に充てるために目的税として課税されるものです。

Q 都市計画税は誰が納めるのですか。

A 都市計画区域内のうちに所在する土地（山林や原野を除く）や家屋を今年1月1日現在に所有している方です。

Q 土地の評価について教えてください。

A 今年は評価替えの3年目にあたることから、土地

地の評価は据え置くことが原則ですが、地価の下落が認められないと判断された宅地などについては、価格の修正を行っています。

Q 家屋の評価について教えてください。

A 家屋の評価額は平成30年度の価格を据え置いています。次回の評価替え（令和3年度）では、国の評価基準により損耗の状況や建築物価の変動分をもとにして評価の見直しを行います。

Q 平成28年に住宅を新築しましたが、今年度分からは急に固定資産税が高くなったのは、なぜですか。

A 新築の一般住宅は建築の促進を図るため、3年間の減額制度があり、そのため固定資産税が減額されますが、減額期間が終了した4年目（令和2年度）からは本来の税額となるため、昨年と比べ高くなったのです。

Q 昨年の12月に古い住宅を取り壊し、そのあとを駐車場にしたところ、固定資産税が高くなったのはなぜですか。

A 宅地のうち住宅用地については、その税負担を軽減するための特例措置が設けられています。税額が高くなったのは、住宅用の家屋が取り壊されたために、1月1日現在では住宅用地に認定されなくなり、特例措置が受けられなくなったためです。

Q 土地の1筆ごと、家屋の1棟ごとの税額が知りたいのですが。

A 納税通知書には課税明細書が添付されており、それぞれの相当税額が表示されていますのでご確認ください。

Q 共有名義の固定資産はどのように課税されるのですか。

A 共有者の中から代表者を決めていただき、その代表者宛てに納税通知書を送付します。なお、代表者を変更される場合は、届け出てください。

Q 固定資産の所有者が死亡した場合はどのように課税されるのですか。

A 相続などの不動産登記がされるまでに法定相続人の中から代表者を決めていただき、納税通知書を送るべきです。

Q 所有する土地や家屋の内容や価格に疑問がありますが、どうすればよいですか。

A まずは税務課にお問い合わせください。また、納税者またはその代理人に限り、帳簿により他の資産の価格と比較することができ縦覧を6月1日（月）まで行っています。

Q 税金はどのように納められますか。

A 窓口納付用の納税通知書には納付書が同封されていますので、最寄りの金融機関窓口または郵便局、コンビニエンスストアで納めることができます。また、納付書に記載のあるバーコードを利用した、スマートフォン決済やクレジット決済等も可能です。（詳しくは納付書の裏面をご確認ください。）口座振替をご希望の場合は、納税通知書と預金通帳・銀行印を持参いただき、取扱金融機関の窓口でお申し込みください。

Q 固定資産の所有者が死亡した場合はどのように課税されるのですか。

A 相続などの不動産登記がされるまでに法定相続人の中から代表者を決めていただき、納税通知書を送るべきです。

Q 固定資産の所有者が死亡した場合はどのように課税されるのですか。

A 相続などの不動産登記がされるまでに法定相続人の中から代表者を決めていただき、納税通知書を送るべきです。

Q 固定資産税の対象となる資産は何ですか。

A 土地、建物（家屋）および償却資産（事業で用いる機械・器具・備品など）が固定資産税の対象となります。ただし、それぞれの課税標準額（税金の計算のもとになる額）の合計が次の金額に満たない場合には、固定資産税および都市計画税は課税されません。

土地…30万円 家屋…20万円
償却資産…150万円

問合 税務課 ☎35-3627
広報ID 1000401

●介護支援専門員再研修等受講費補助金

以下の全ての要件を満たす方に受講費を助成します。

- 要件**
- ①市内に住民登録のある方
 - ②市税等の滞納のない方
 - ③令和2年4月1日以降に、「介護支援専門員再研修」または「介護支援専門員更新研修（実務未経験者対象）」を修了した者
 - ④受講開始時に介護サービスを提供する法人に勤務していない方
 - ⑤当該研修終了後に、市内の居宅介護支援事業所等に介護支援専門員として3カ月以上就労している方

- 対象経費** 受講費用（テキスト代、実習費）
助成額 上記対象経費または4万円のうち、どちらか低い額
申込 申請書を窓口。申請書は高年介護課または市HPからダウンロードできます。
広報ID 1012171

●介護職員初任者研修受講費補助金

平成29年4月1日以降に、介護職員初任者研修を修了した方で、以下の全ての要件を満たす方に受講費の一部を助成します。

- 要件**
- ①市内に住民登録のある方
 - ②市税等の滞納のない方
 - ③市内の介護事業所に介護職員として3カ月以上継続して就業し、申請時において継続して就労している方（勤務形態は常勤・非常勤を問わない）
 - ④研修終了日から3年を経過していない方

- 対象経費** 受講費用（テキスト代、実習費）
助成額 上記対象経費または4万円（平成29年度に研修を修了した方は3万円）のうち、どちらか低い額
申込 申請書を窓口。申請書は高年介護課または市HPからダウンロードできます。
広報ID 1008321

高山市へUIターンで就職された皆さまへ

高山市へ、UターンやIターン、Jターンで移住・定住された35歳未満の方を対象にした支援制度の一部をご紹介します。

●若者定住促進事業補助金（家賃補助）

UIターンにより市内の事業所に就職をした方で、民間の賃貸住宅を賃借される方に対して、月額家賃等の1/3（上限15,000円）を最大3年間助成。

●奨学金返済支援事業補助金

UIターンにより市内の事業所に就職をした方で、奨学金を返済されている方に対して、返済金額の一部（年額上限24万円）を最大5年間助成。

●Uターン就職支援金

Uターンにより市内の事業所に就職をした方に、1人10万円（1回に限る）を支給。



<対象者>

- 1 高山市外から高山市内に住民登録を移した方
- 2 高山市内の事業所に就職をした35歳未満の方
- 3 1か2のいずれか早い日から1年を経過していない方
- 4 公務員の場合、会計年度任用職員や任期付職員等（正規職員は対象外）

※Uターン就職者の方で、市内に住民登録をしたまま、市外の学校などに就学または事業所に就職・就業していた方は、市外に在住していたことが証明できるものを提示すると対象になります。

<市内の事業所>

- ・人事異動に伴う市外への転勤が予想される事業所は除きます。
 - ・市内に本店があり、市外の支店等に通勤する方は対象となります。
- 各種支援策には他にも条件がございますので、詳しくはお問い合わせください。

高山市で初めてのユースエール認定企業が誕生しました

認定企業：東罐高山株式会社（丹生川町北方）

「ユースエール認定企業」とは…

若者雇用促進法に基づき、若者の採用・育成に積極的かつ雇用管理の状況などが優良であるとして厚生労働大臣が認定します。正社員として就職した人の離職率が20%以下であることや、正社員の月平均所定外労働時間が20時間以下かつ、月平均の法廷時間外労働60時間以上の正社員が1人もいないことなど12項目にわたるすべての認定基準を満たすことが難しいために、これまで市内で認定された企業はありませんでした。

◎「ユースエール認定企業」の特典

次の支援を受けられ、企業のイメージアップや優秀な人材の確保がしやすくなるというメリットがあります。

- ・ハローワークなどによる重点的なPR
- ・認定企業限定の就職面接会に参加
- ・自社の広告などに認定マークの使用が可能
- ・若者の採用、育成を支援する関係助成金活用時における一定額の加算



新型コロナウイルスに関する情報をお届けします

携帯電話を使ったメール配信サービス

市では、携帯電話の「安全安心」メールで新型コロナウイルス感染症に関する情報を配信していますので、ぜひご登録ください。その他にも地震情報や気象情報、市からのお知らせなどの情報も配信しています。



◆ 主な配信内容 ◆

- ①**安全安心** 新型コロナウイルスに関する情報、避難情報や不審者情報、クマの目撃情報、食中毒警報ほか
- ②**気象情報** 気象庁が発令した飛騨地方北部の警報等（大雨、洪水、暴風、暴風雪、大雪）
- ③**地震情報** 気象庁が観測し発表した高山市内の最大震度(1以上)

※配信項目は選択できます。

◆ 登録方法 ◆

● 携帯電話からの登録

携帯電話から下記アドレスを入力し、手順に従って登録します。

<https://service.sugumail.com/takayama/>

また、右のQRコードを読み取ることにより、登録画面に進むこともできます。



● パソコンからの登録

市ホームページからリンクする登録サイトより登録できます。
<https://service.sugumail.com/takayama/member/>

- ※あらかじめ、ドメイン「ml.city.takayama.lg.jp」のメールが受信できるよう受信許可設定してください。
- ※利用料や登録料は無料ですが、通信費(パケット通信料)は登録者の負担となりますのでご注意ください。
- ※登録方法などご不明な点は、広報情報課までお問い合わせいただくか、市ホームページをご覧ください。

高山市公式LINE

防災情報やイベント情報をはじめ、さまざまな情報をお届けしています。



スマートフォンなどでLINEアプリを開き、友だち検索画面で「@takayama」を検索し友だち登録していただくか、右のQRコードを読み込んで登録してください。



運転免許自主返納される方へ

- 高山市地域バス「おでかけパスポート」の交付 -

平成31年4月1日以降に運転免許を自主返納された方に、1年間対象バスが乗り放題になる「おでかけパスポート」を1回に限り無料で交付します。なお、タクシーについては、利用料金100円引きでご利用いただけます。



※通常販売価格 6,000円(1年間)

無料期間経過後も引き続きご利用になる場合は、ご購入いただく必要があります。

申込 運転免許証の自主返納日から1年以内までに濃飛バスセンター窓口、西・南商工会窓口(市役所本庁・支所では交付をしていません)

対象バス のらマイカー、まちなみバス、たかね号、匠バス、さるぼぼバス

問合せ 都市計画課 ☎ 57-7444

第9回飛騨高山ウルトラマラソン開催中止

6月14日(日)に開催予定の第9回飛騨高山ウルトラマラソンは新型コロナウイルスの影響で中止となりました。次回大会は、令和3年6月13日(日)に開催予定です。

問合せ 観光課 ☎ 35-3145

5月は自転車の安全利用推進月間です

期間:5月1日(金)~31日(日)

自転車を利用するときは、歩行者に対する思いやりを忘れず、正しい交通ルールやマナーを実践するとともに、自転車の安全点検の実施や反射材の活用などによる事故防止を心がけましょう。また、自転車事故による被害者の救済などを目的とした損害賠償保険等にも加入しましょう。

自転車安全利用5則

- ①自転車は、車道が原則、歩道は例外
- ②車道は左側を通行
- ③歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- ④安全ルールを守る
 - 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
 - 夜間はライトを点灯
 - 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
- ⑤子どもはヘルメットを着用

歩行者分離信号での自転車走行について

自転車は車道信号に従い車道を通行します。歩道を走行する場合には自転車を降りて、歩行者に注意してください。

問合せ 協働推進課 ☎ 35-3412

戦争や平和について詠んだ短歌コンクール 「八月の歌2020」 作品募集

今年で12回目となる戦争や平和について詠んだ短歌コンクールの作品を募集します。フランスで平和活動に取り組む歌人の美帆シボさんが、優秀賞と奨励賞を選考し、表彰します。



昨年の入賞者

- 部門** 一般の部、中学・高校の部
- 応募方法** 6月19日(金)までに**郵送**・**MAIL**(作品と郵便番号、住所、氏名(ふりがな)、職業または学校名・学年、年齢、電話番号を明記)
※未発表のオリジナル作品を1人2首まで(読みづらい文字にはふりがなを振ってください)
※学校からの応募はA4判用紙にまとめて、作品ごとに学年、氏名(ふりがな)と担当教員名、連絡先を明記
- 主催** 朝日新聞社 **共催** 高山市 **後援** 高山市教育委員会
- 問合せ** 朝日新聞名古屋本社編集局「八月の歌」係
〒460-8488 名古屋市中区栄1-3-3
Mail:n-hachigatsu@asahi.com

全国一斉情報伝達訓練

5月20日(水)午前11時に実施



消防庁による「全国一斉情報伝達訓練」の実施に伴い、5月20日(水)に防災行政無線や受信機(防災ラジオなど)から試験放送が流れます。また、館内放送設備に全国瞬時警報システム(Jアラート)受信機を接続している場合は施設内でも試験放送が流れます。実際の災害に備えた情報伝達訓練に、ご理解ご協力をお願いします。

問合せ 危機管理課 ☎35-33345

飛驒山脈ジオパーク構想ジオサイト(第27章)

奥飛驒温泉郷(その3)

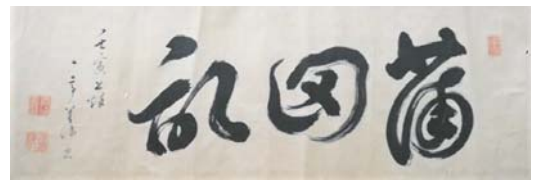
今から三百年ほど前に書かれた「飛州志」という地誌(風土記)があります。この書は、時の将軍徳川吉宗の命を請け、飛驒国第7代の長谷川忠崇代官によって編纂されました。ここには、飛驒の温泉6カ所が書かれています。

その中に、平湯温泉と蒲田温泉の記述があります。両温泉とも「往古湧出由来未詳」すなわち大昔から湧いているが、その始まりは分からないとあります。

続けて、両温泉に古くから伝わる「平湯記」「蒲田記」が引用されています。このうち蒲田記の末尾には「按ずるに飛州の隠士幽嘯軒守朱子誌す所なり」とあります。この守朱子という人は、金森藩の儒医(儒学者兼医師)であった角田享庵の号です。この蒲田記には、角田享庵の母親の腕が痛むので高山から蒲田温泉へ湯治に出かけたことや、熱湯を吹き出している地獄という所へ出かけたりしたことが書かれています。また、村人から聞いたと思われる蒲田温泉の始まりを天正年間(16世紀後半)ではないかとも書かれています。

なお、蒲田記原本の末尾には、「延宝丁巳(1677年)夏五月幽嘯軒守朱子誌落款」とあり、今から340年以上も前に書かれた事がわかります。

また、平湯記についても「以上由来不詳疑らくは朱朱子の記するものか」とあり蒲田記と同一人物によって書かれたものであろうとされています。この温泉記にもその濫觴、湯治方法や優れた効能が詳しく書かれ、驪山霊泉や有馬神湯に匹敵する名湯であると絶賛しています。そして、大地(ジオ)からの恵み温泉を多くの人々に享受してもらいたいと結んでいます。



(飛驒地学研究会 下畑五夫)

平成29年から連載していましたがジオサイト紹介は、今回をもって終了いたします。

今後は、ホームページに掲載しますので、ご覧ください。

飛驒山脈ジオパーク推進協議会 <https://hidageo.com/> **問合せ** 飛驒山脈ジオパーク推進協議会 ☎0578-84-0038

MAIL メール HP ホームページ FAX ファクス TEL 電話 ハガキ 送付先 ハガキ・往復ハガキ 郵送 郵送
 MAIL FAX ハガキ 送付先 で申し込む場合は、講座名・住所・氏名・電話番号を明記
 広報ID・・・市HPにある「広報ID検索」欄に入力すると、該当のページを表示します



インターネットを活用して 販路拡大しませんか ふるさと納税お礼の品 提供事業者の追加募集

新型コロナウイルス感染症の拡大により、対面による消費が難しい中、事業者の皆さまとともにこの苦境を乗り越える必要があります。

その手法のひとつとしてインターネットを活用して、全国の寄附者に商品・サービスを提供できる「ふるさと納税制度」を販路拡大の手助けとなる販売ツールとして、ぜひご検討ください。

事業者の応募要件

市内に事業所（店舗・工場）があり、インターネット環境があること

お礼の品の応募要件

市内で生産、製造・加工、サービスの提供がされているもの

申込 申込書を郵送・MAIL

※募集要項や申込書などの必要書類は市HPに掲載しています。

問合せ ブランド戦略課 ☎35-3001
 Mail: furusato@city.takayama.lg.jp
 広報ID 1012195

電子母子手帳アプリ 「さるぼぼタッチ」

高山の子どもたちの健やかな成長を支える子育てダイアリー「さるぼぼタッチ」。ぜひ、ご利用ください。
 ※このアプリは電子ならではの便利な機能を使って従来の母子健康手帳を補うものです。健診や予防接種の時は母子健康手帳が必要です。

問合せ 健康推進課 ☎35-3160



募 集

誰にもやさしいまちづくり 推進会議委員募集

誰にもやさしいまちづくりの推進について、調査や審議していただく委員を募集します。令和2年度は制度の見直し(案)の協議などを予定しています。

対象 満20歳以上で市内に一年以上在住

任期 2年(6月1日～令和4年5月31日)

募集人員 1人

申込 5月15日(金)までに申込書と小論文(A4版1枚・800字程度)を
 FAX・郵送

小論文のテーマ 「誰にもやさしいまちづくりの推進に向けた考え方について」

※応募要領と申込書は、市民コーナー(本庁1階)、企画課(本庁4階)、各支所地域振興課にあるほか、市HPからもダウンロードできます。

問合せ 企画課 ☎35-3131
 FAX35-3174
 広報ID 1007259

消防団員募集中 !!



お申し込みは各地域の消防団員や消防総務課、各支所地域振興課まで

問合せ 消防総務課 ☎34-3792

講 座

荒城農業体験交流館 体験教室

対象 市内在住・在勤の方

場所 荒城農業体験交流館
 (国府町八日町)

申込 TEL・FAX(超えた場合は抽選)

問合せ 荒城農業体験交流館

☎72-1066 FAX72-1067

●飾り巻き寿司教室

日時 5月20日(水)

13:30～15:30

定員 12人

参加料 1,400円

申込期限 5月15日(水)

●シルエットアート教室

日時 5月21日(木)

13:00～15:00

19:00～21:00

定員 10人

参加料 1,100円

申込期限 5月14日(水)

●お菓子づくり教室

今回は、よもぎのパウンドケーキを作ります。

日時 5月28日(木)

13:00～15:30

定員 8人

参加料 1,400円

申込期限 5月15日(金)



成人水泳教室(令和2年度前期)

問合せ 奥飛驒トレーニングセンタープール
 ☎0578-89-2145

水の抵抗を利用して体を動かす水中

運動コース、基本から学び25mを目指す初級コース、泳力に応じた中・上級コースを開講します。

場所 奥飛驒トレーニングセンタープール(奥飛驒温泉郷村上)

定員 各コース15人(超えた場合は抽選)

講師 長谷川直子さん(日本スポーツ協会公認水泳教師)
 門田明正さん(日本スポーツ協会公認水泳指導員)

申込方法 5月14日(木)までにTEL ※各コースとも全10回開催します。

コース名	日曜教室	月曜教室
	5月17日～10月25日	5月18日～10月26日
初・中・上級コース	13:00～14:00	13:30～14:30 18:30～19:30

参加料 11,000円(入場料、保険料含む)

今号でお知らせしている各種催しについては、新型コロナウイルス感染症予防のため、今後、中止・延期または内容が変更となる場合があります。

市民課窓口延長・ 証明書コンビニ交付サービスを 一時休止します

システムメンテナンスに伴い、市民課窓口延長および証明書コンビニ交付サービスを下記の期間休止します。

●市民課窓口延長

休止期間 5月2日(出)

※戸籍の届出は宿日直で受け付けます。

●マイナンバー専用窓口

休止期間 5月2日(出)～6日(水)

●証明書コンビニ交付サービス

休止期間 5月2日(出)6:30

～7日(水)6:30

問合せ 市民課 ☎35-3496

都市計画道路松之木千島線 が認可されました

県道石浦・陣屋・下切線から国道41号交差点改良部までの区間について、今後、交通量の増加が見込まれ、既存歩道の有効幅員が狭いことから、道路改良整備を行うものです。

延長は162m、幅員は12～15m、車線の本数は2車線で、事業施行期間は令和7年3月31日までです。

事業認可図書は建設課(本庁3階)でご覧いただけます。

問合せ 建設課 ☎35-3148

文化振興事業補助金

市内の文化振興を図る目的で令和2年度に開催する収益を求めない事業に対して、その事業費の一部を助成します。

対象 文化活動を目的として、市内に事務局または住所を有する団体
補助額 補助対象経費の1/3以内(上限あり)

申込 5月15日(金)までに生涯学習課(本庁3階)や各支所の窓口、HPにある申請書に事業計画や予算書などを添えて提出(郵送可)

問合せ 生涯学習課 ☎35-3155

高山市民プール従業員募集

①プール運営スタッフ

対象 満18歳以上の健康な方

期間 6月1日(月)～9月30日(水)

時間 9:00～18:00

②プール監視員

対象 高校生以上の健康な方

期間 7月15日(水)～8月31日(月)

時間 9:00～18:00

※詳細については、お問い合わせください。

問合せ スポーツ推進課 ☎35-3157



募集・お知らせ

焼岳の噴火記録を集めています

北アルプス焼岳は、1962年(昭和37年)に水蒸気噴火を起こし、飛散した噴石により、旧焼岳小屋が大破し、負傷者2人を出しました。過去の噴火記録は、火山防災対策や市民の皆さんの日ごろの備えに役立つ重要な情報です。当時の情報をお持ちの方は、ご提供をお願いします。

内容 当時の噴火を「見た」「聞いた」の経験談、写真・新聞記事など

提供方法 FAX・MAIL・郵送

(氏名、連絡先を明記)

問合せ 危機管理課 ☎35-3345

Mail: kikikanri@city.takayama.lg.jp



焼 岳

県職業訓練「介護員養成科」 受講生募集

介護福祉分野に必要な知識・技術(「介護職員初任者研修修了」資格取得可能)と、職業人に必要なコミュニケーションやビジネスマナーを身に付け、介護福祉業界への就職を目指します。

対象 県内の離職者等(年齢制限なし)

日時 6月16日～9月15日の平日
9:00～16:40

場所 ラーニングスクールエニウェイ(岡本町3)

受講料 無料(別途教材費11,220円、保険料3,000円等必要)

※雇用保険受給資格をお持ちの方は、訓練期間中に雇用保険の失業給付(基本手当、受講手当、通所手当)を受けることができます。

申込 5月19日(水)までにハローワーク高山へ。

問合せ (株)エニウェイ ☎37-7636

広報たかやま・議会だよりをあなたのスマホにお届けします

～無料広報アプリ「マチイロ」で配信中～

市や市議会からの大切なお知らせが詰まった「広報たかやま」と「議会だより」。より手軽に、より多くの方に見ていただけるよう、無料広報アプリ「マチイロ」を利用した電子版の配信を行っています。

アプリを導入していただくことで、発行日になるとお手持のスマートフォンやタブレット端末に広報紙が届きます。

ぜひ、ご利用ください。

下のQRコードからマチイロアプリをダウンロードしてください。

問合せ 広報情報課 ☎35-3134 広報ID 1008366



5月 無料相談カレンダー

相談の種類	内 容
① なんでも相談	不動産問題や相続、税金、労働問題などについて弁護士や税理士、司法書士に相談。
② 身体障がい者補装具	身体に障がいがあり補装具を必要とする方を対象とした相談。相談をご希望の方は事前に福祉課までお問い合わせください。当日は身体障がい者手帳と印鑑、マイナンバーが分かるものをご持参ください。
③ 心配ごと	日常生活のあらゆる不安や悩みごとについての相談。毎週水・金曜。
④ 知財	知的財産権（特許、商標、意匠、実用新案など）の相談。毎月第2・4木曜。
⑤ 法律	弁護士による法律相談。毎月第3火曜。
⑥ 犯罪被害	犯罪や交通事故の被害者やその家族を対象とした相談。毎月第4水曜。
⑦ 行政	行政機関に対するご意見や要望を相談。
⑧ 仕事	就職について、ハローワーク高山の相談員に相談。
⑨ 結婚	結婚について、専門の結婚相談員に相談。



相談内容	予約	地 区	日 時	場 所	問 合	
① なんでも相談	要	-	5月16日(出) 申込は11日(月)9時から	9:00~12:00	飛驒地区労働者福祉会館 (名田町5)	県労働者福祉協議会 飛驒支部 ☎57-7211
② 身体障がい者補装具	要	-	5月25日(月)	13:30~15:30 (受付は15時まで)	市保健センター(花岡町2)	福祉課 ☎35-3356
③ 心配ごと	無	-	毎週(水) 5月1日(金)・6日(水)は休み	13:00~16:00	総合福祉センター(昭和町)	
④ 知財	要	-	①5月14日(木) ②5月28日(木)	13:00~16:00	①市役所(花岡町2) ②高山商工会議所(天満町5)	INPIT岐阜県知財総合支援窓口 ☎058-213-0371
⑤ 法律	要	-	5月19日(火) 申込は7日(休)まで	13:00~16:00	市役所(花岡町)	福祉課 ☎35-3139
⑥ 犯罪被害	不要	-	5月27日(水)	11:00~15:00	市役所(花岡町)	ぎふ犯罪被害者 支援センター ☎0120-968-783
⑦ 行政	不要	高山	毎週(水) 5月1日(金)・6日(水)は休み	13:00~16:00	総合福祉センター(昭和町)	総務課 ☎35-3133
		高根	5月20日(水)	9:00~12:00	高根福祉センター(高根町上ヶ洞)	
⑧ 仕事	不要	高山	平日常設	8:30~17:15	市役所ワークサロンたかやま (花岡町2・本庁2階)	ハローワーク高山 ☎32-1144
		丹生川	5月7日(木)	13:00~15:00	丹生川支所(丹生川町坊方)	
		清見	5月8日(金)		きよみ館(清見町三日町)	
		国府	5月13日(水)	10:30~12:00 13:00~15:30	こくふ交流センター (国府町広瀬町)	
		一之宮	5月14日(木)	13:00~15:00	一之宮支所(一之宮町)	
		久々野	5月15日(金)		虹流館くぐの(久々野町無数河)	
		朝日	5月21日(木)		燦燦朝日館(朝日町万石)	
	要	高根	5月22日(金) 申込は20日(水)まで	13:00~15:00	高根支所(高根町上ヶ洞)	高根地域予約先 高根支所 ☎59-2211
	不要	上宝・奥飛驒温泉郷	5月28日(木)		上宝支所(上宝町本郷)	
		荘川	5月29日(金)		荘川総合センター(荘川町新淵)	
⑨ 結婚	不要	高山	5月12日(火)・19日(火) 26日(火)	17:30~20:30	総合福祉センター(昭和町2)	リチェネット結婚 サポートセンター (市結婚相談所委託先) ☎0576-52-2022
		荘川	5月12日(火)	9:30~12:30	荘川福祉センター(荘川町新淵)	
		丹生川	5月13日(水)	9:00~12:00	丹生川支所(丹生川町坊方)	
		清見		13:30~16:30	きよみ館(清見町三日町)	
		国府	5月19日(火)	17:30~20:30	こくふ交流センター (国府町広瀬町)	
		一之宮		13:00~16:00	飛驒位山文化交流館(一之宮町)	
		朝日		9:00~12:00	燦燦朝日館(朝日町万石)	
		久々野	5月20日(水)	13:30~16:30	虹流館くぐの(久々野町無数河)	
		上宝・奥飛驒温泉郷	5月26日(火)	9:30~12:30	上宝支所(上宝町本郷)	
		高根	5月27日(水)	14:00~17:00	高根福祉センター(高根町上ヶ洞)	

新型コロナウイルスの状況により相談が中止となる場合があります

委員会・審議会を公開しています
公開予定の委員会・審議会

開催日	会議名ほか	担当課
5月11日(月)	幹部会議 (三役、部長級以上) 8:30~ 市役所 4階特別会議室	企画課 ☎35-3131
5月26日(火)	農業委員会 13:30~ 丹生川支所 2階会議室	農業委員会事務局 ☎35-3141
5月28日(木)	教育委員会 9:00~ 市役所 3階行政委員会室	教育総務課 ☎35-3153

- 傍聴は先着順となります。
- 開催日時や場所が変更となる場合があります。
また議題等詳細についても担当課へお問い合わせください。

瑞宝単光章
(矯正業務功労)

村 柝 立 雄 さん (62)

上岡本町三

瑞宝単光章
(警察功労)

故 今 井 一 雄 さん (72)

丹生川町北方

※4月16日にご逝去されました。
心よりご冥福をお祈り申し上げます。

旭日単光章
(地方自治功労)

大 坪 巖 さん (88)

国府町宮地

高 齢 者 叙 勲

受章おめでとうございます。

問合せ 広報情報課 ☎35-3134

知ってお得な市政番組をご覧ください

ヒットネット TV (ケーブル TV)

- ハイ、市役所です
高山市で取り組んでいる各種事業を紹介する番組
毎日 9:00、12:00、19:30
※放送終了後は、YouTube で配信しています。



- 週刊たかやまニュース
1週間に行われたイベントなどを紹介する番組
毎日 7:30、19:00 (毎週金曜日 19:00 更新)

ヒッツ FM (76.5MHz)

- シティガイドたかやま
高山市で取り組んでいる各種事業を紹介する番組
放送日時 毎週(火)~(木) 12:00 ~、17:45 ~
- 教えて!くにしま市長
ナビゲーターが、一市民として市政に関する気になる話やタイムリーな話題などを質問し、國島市長が分かりやすく解説する軽快なトーク番組
次回放送 5月4日(月)、18日(月) 12:00 ~、17:45 ~



問合せ 広報情報課 ☎ 35-3134

市長室へようこそ



●市民と市長の面談日
5月28日(木)

午前9時~11時45分
※事前にご予約ください

※新型コロナウイルス感染症の状況によっては中止する場合がありますのでご了承ください。

市長室直通FAXもご利用ください
FAX ☎36-2060

問合せ先 秘書課 ☎35-3130

5月のこよみ

- 5月9日(土) リサイクル資源回収(荘川小中連合PTA、西小PTA、江名子小PTA)
- 10日(日) リサイクル資源回収(本郷小PTA)
- 15日(金) 乗鞍岳山開き
- 16日(土) リサイクル資源回収(岩滝小PTA、三枝小PTA、東山中PTA)
- 17日(日) リサイクル資源回収(山王小PTA、柝尾小PTA)

- 20日(水) 乗鞍山麓五色ヶ原の森開山
- 23日(土) リサイクル資源回収(国府小PTA、日枝中PTA)
- 30日(土) リサイクル資源回収(中山中PTA)

《今後の予定》

- リサイクル資源回収(6月20日・新宮小PTA)
- リサイクル資源回収(6月27日・丹生川小PTA)

※新型コロナウイルスの状況により、行事などが中止・延期となる場合があります。

防ごう！ 火災

この季節は空気が乾燥し、火災の起こりやすい気象状況となることが多いため、日ごろから火気の取扱いには十分注意していても、ちょっとした気の緩みから火災が発生します。大切な命や財産、豊かな自然を守るため、ご自宅や職場の火の元を今一度点検するとともに、火の取り扱いには十分注意しましょう。

【問合せ】 消防本部予防課 ☎ 32-3027



危険な林野火災

林野火災はいったん発生すると、消防水利の不足や火災現場へのアクセスが悪いくなど、消防活動が困難な場合が多く、気象条件によっては被害が広範囲におよび危険が高まります。

全国の統計によると、林野火災の原因は、たき火やたばこの不始末、火入れなどが上位を占めています。つまり、林野火災は人的な要因で発生しているのです。

これからの季節は山菜採りや溪流釣りなど山に入る機会も多く、空気が乾燥しやすいので、一人ひとりの注意で林野火災を防ぎましょう。

消防署では、水利の乏しい山林で消火訓練を行い、いざという時に備えています。



平成30年4月に市内で発生した林野火災

一人ひとりの注意と行動で火災予防

家庭での火災予防

- ・コンロのそばから離れる
- ・時は必ず火を消す
- ・燃えるもの（コンロやストーブ）のそばに洗濯物を置かない
- ・寝たばこは絶対にしてはいけない
- ・火災を早期発見し被害を最小限に食い止めるために、住宅用火災警報器と消火器を設置する

屋外での火災予防

- ・火災警報発令中など空気が乾燥している時は、たき火・火入れ・喫煙はしない
- ・家庭ごみなど廃棄物を屋外で焼却しない
- ・祭礼やイベントで火を扱う器具を使用する場合は、消火器を準備する。また、露店を開設する場合は届出を最寄りの消防署に提出する

放火の予防

- ・家の周りに紙類など燃えやすいものを放置しない
- ・ごみ収集日の前夜にごみを外に出さない
- ・オートバイや自転車などのボデイカバーには防炎品を使う
- ・郵便受けに新聞やチラシを溜めない

市内における火災件数は、今年に入り6件（4月15日現在）で前年同期と比べて1件増えています。火災種別は、建物火災が3件、その他火災が3件発生しています。春になると空気が乾燥し火災が起こりやすくなり、昨年は火災警報発令中に5件の火災が発生しています。火災警報発令中は、屋外でのたき火や山林などでの火入れ、喫煙は禁止されていますので、火の取扱いには十分ご注意ください。

守りたい人がいる
守りたいまちがある

シリーズ消防団 No.41

高山支団 第1分団

松野分団長/40人

高山支団第1分団は、宮川より東側の歴史的な木造建物が建ち並ぶ高山市三町および下二之町大新町伝統的建造物群保存地区のある地域であり、多くの観光客で賑わっています。また、宮川や江名子川の岐阜1級河川と城山や北山があり、自然も豊かな地域を管轄しています。

そのため、建物火災や山林火災への警戒活動として毎月の定例会には管内をパトロールするとともに、豪雨災害による家屋への浸水や急傾斜地の土砂崩れに対する水防活動への備えも行っています。

全国的に団員不足が課題となっており、当分団においても同様の課題がありますが、地元の皆様と連携を深め地域に密着した活動を行い団員確保に努めていきますので、引続き皆さまのご理解、ご協力をお願いします。



高山支団 第1分団の皆さん

消防団員募集中!

詳しくは消防総務課(☎ 34-3792)または各支所、最寄りの消防署まで

編集・発行/高山市総務部広報情報課
〒506-8555 岐阜県高山市花岡町2丁目18番地
TEL/0577-32-3333(代)
FAX/0577-32-7000 (市長室直通)
FAX/0577-35-3174 (広報情報課直通)

E-mail/kouhou@city.takayama.lg.jp
HP/https://www.city.takayama.lg.jp/
携帯用HP/http://mobile.city.takayama.lg.jp/
防災行政無線の内容は電話でも確認できます
☎0180-995-690

印刷/株式会社美野電子印刷

